

所有者不明土地問題解消に向けた 相続登記促進等に関する 石川県司法書士会の取組みについて



令和6年9月10日

石川県司法書士会
司法書士 曾根 裕

石川県司法書士会キャラクター シホーマン

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み①

石川県司法書士会では令和3年4月28日の改正民法・不動産登記法公布以降、市民向けに相続登記申請義務化の周知を兼ね、相続・遺言等を中心としたセミナーを開催している。



司法書士制度150周年記念イベント

女優 高橋恵子さんと学ぶ 相続・遺言・成年後見セミナー

えっ? 2024年から相続登記が義務になるって!?

令和時代の相続について、知っておきたい相続・遺言・成年後見制度を
わかりやすい寸劇を交えて紹介します。

日時 令和4年 **1/23日** **入場無料**
13:30~16:00 (12:30開場) **要予約**
観覧希望の方は事前予約が必要です。

場所 **金沢市文化ホール 大集会室**
金沢市高岡町15-1

スケジュール

13:30 開会挨拶

13:40 第1部 市民セミナー

相続・遺言・成年後見について
寸劇を交えながら解説

15:10 第2部 相続登記義務化に
関する法改正セミナー

講師:日本司法書士会連合会名譽会長 今川 嘉典

16:00 閉会



司会 西村苗さん



女優 高橋 恵子さん



女優 高橋 恵子さん



石川県司法書士会キャラクター「シホーマン」

主催：日本司法書士会連合会／日本司法書士会連合会 中部ブロック会
後援：法務省／名古屋法務局／金沢地方法務局／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 石川県支部／石川県青年司法書士協議会

観覧予約はこちら

観覧ご希望の方は

石川県司法書士会ホームページ、
またはお電話にてお申し込みください。

お申し込み
主幹／お問合わせ



身近な街の法律家
石川県司法書士会

石川県金沢市新神田四丁目10番18号 TEL.076-291-7070

<https://www.ishikawa-shiho.or.jp/> シホーマン



新型コロナウイルスの状況で会場でのイベントが中止になった場合
は、無観客として動画配信します。その場合は事前にご案内します。

イベントの様子は令和4年2月28日よりYouTubeにて配信します。

令和4年1月23日開催
司法書士制度150周年記念イベント
日本司法書士会連合会等主催

参加者 108名

- ・相続登記申請義務化の周知
- ・相続、遺言、成年後見の事例を劇団員の寸劇を交えながら解説

市民公開講座



司法書士が、
わかりやすく解説いたします。

相続・遺言セミナー

はじまる！新しい相続について

日時

令和5年 **1月28日** 土

午後1時30分～午後4時10分

会場

石川県地場産業振興センター
新館1階 コンベンションホール
金沢市靱月2丁目20番地

入場
無料

先着
200名

予約
不要

●37.5度以上の発熱、咳など風邪の症状があるお客様の入場をお断り致しますのでご了承ください。
●新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、イベントの開催を中止させていただく場合があります。



日本司法書士会連合会
イメージオフィサー
相模原支部法律事務大使
高橋恵子さん

■ 第一部 相続・遺言に関する市民セミナー

相続・遺言がテーマのよくある事例をパワーポイントで
ご覧いただきながら、相続・遺言に関する問題や
制度について司法書士がわかりやすく解説します。



■ 第二部 金沢地方法務局による講演

相続登記の義務化や自筆証書遺言書保管制度、法定相続
情報証明制度など、新しい制度の紹介や手続利用の仕方、
新しい制度が必要となった背景事情などを中心にお伝えします。

共催：  石川県司法書士会

金沢地方法務局



後援：(公社)成年後見センター・リーガルサポート石川県支部
石川県/金沢市/七尾市/小松市/輪島市/珠洲市/加賀市/羽咋市/かほく市/白山市/能美市
野々市市/川北町/津幡町/内灘町/志賀町/宝達志水町/中能登町/穴水町/能登町

お問い合わせ：石川県司法書士会 〒921-8013 石川県金沢市新神田4丁目10番18号 TEL:076-291-7070

令和5年1月28日開催
金沢地方法務局と共催

参加者 93名

・相続、遺言に関する事例解説

・法務局担当者より相続登記申請
義務化、自筆証書遺言書保管制
度、法定相続情報証明制度、相続
土地国庫帰属制度について講演

市民公開講座



専門家が、
わかりやすく解説いたします。

遺言活用セミナー

遺(のこ)しましょう あなたの思いを 遺言で

日時

令和5年 **11月11日** 土

開場時間 午後0時30分
午後1時30分～午後4時20分

会場

金沢歌劇座 2階大集会室

金沢市下本多町6番丁27番地
駐車場の数が限られますので、できるだけ公共交通機関を利用するか、
お近くのコインパーキングをご利用ください。

入場
無料

先着
200名

予約優先制
来場者が定員200名を超えた場合、
ご予約の方が優先となります。
WEBまたは電話で
ご予約ください。
11/7(火)予約開始
TEL: 076-291-7070
(平日午前9時～午後5時)



相続登記推進課長 高橋 恵子 さん
(法務局担当)

遺言の必要性、遺言書保管制度、公正証書遺言について
正しく知って、正しく活用しましょう。

- 第1部 金沢地方法務局所属公証人による講演
金沢公証人合同役場 公証人 澤田 正史
- 第2部 石川県司法書士会による市民セミナー
司法書士 木ノ内 陽子、司法書士 越 拓人
- 第3部 金沢地方法務局による講演
金沢地方法務局 供託課長 宮脇 智砂子
- 相続登記の申請義務化についてのご案内
金沢地方法務局 不動産登記部門 卜部 拓

セミナー参加の方に
法務局・司法書士会が作成した
「相続HANDBOOK」
「エンディングノート」
を無料贈呈します！



共催：  石川県司法書士会

金沢地方法務局



協力：金沢公証人会

後援：(公社)成年後見センター・リーガルサポート石川県支部

石川県/金沢市/七尾市/小松市/輪島市/珠洲市/加賀市/羽咋市/かほく市/白山市/能美市
野々市市/川北町/津幡町/内灘町/志賀町/宝達志水町/中能登町/穴水町/能登町

お問い合わせ：石川県司法書士会 〒921-8013 石川県金沢市新神田4丁目10番18号 TEL: 076-291-7070

令和5年11月11日開催
金沢地方法務局と共催

参加者 110名

・公証人より遺言制度の講演

・司法書士より相続、遺言活用の
事例解説

・法務局担当者より自筆証書遺言
書保管制度について講演
相続登記申請義務についての案内

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み②



令和5年6月から7月にかけて法務局と協同して、石川県内19市町の税務課を訪問し、固定資産税関係書類発送の際の相続登記申請義務化の周知依頼と司法書士会の相続専門ダイヤルを告知

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み③

令和4年5月にホームページを改定し、スマートフォン仕様に変更し、相続に関するQ & Aや特設サイトを充実させた。
また、相談予約をホームページ上でおこなえるように改良し、市民の方々が気軽に予約できるようにした。

相続専門ダイヤル

秘密厳守



司法書士による無料相談

☎ 076-236-2275

受付時間：平日午前10時～午後4時

相続登記は司法書士におまかせください

「相続登記申請義務化」に関する情報は

しほサーチ

日本司法書士会連合会

令和6年4月から
相続登記の申請が
義務化されます



シホーマン

相続・遺言のこと



司法書士はあなたの身近にあるいろいろな困りごとを解決する法律の専門家です。手続きの流れや必要な書類の作成、提出の代理、費用に関することなど、お近くの司法書士へお気軽にご相談ください。

カテゴリー一覧に戻る

キーワード検索：

Q 1 相続が発生した場合に、誰が相続人になるのかを教えてください。

A ある人が亡くなった場合に、その人の財産上の地位を承継する人を相続人（そうぞくにん）、相続される側の人（＝亡くなった人）を被相続人（ひそうぞくにん）といいます。相続人は、相続開始の時（被相続人の死亡の時）から、被相続人の財産に属した一切の権利義務（財産および債務）を承継します。相続人の範囲は、民法で次のとおり定められています。

○相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となります。ただし、内縁の配偶者（事実上夫婦として暮らしているが、戸籍上の夫婦ではない方）は相続人とはなりません。

配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一様に相続人になります。

・第1順位：死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系尊属（ちよっけいひそく＝子供や孫など）が相続人となります。これを代襲相続（だいしゅうそうぞく）といい、子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先します。

・第2順位：死亡した人の直系尊属（ちよっけいそんそく＝父母や祖父など）

第2順位の人は、第1順位の人が誰もいないときに相続人になります。父母も祖父もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方が優先します。

・第3順位：死亡した人の兄弟姉妹

第3順位の人は、第1順位の人も第2順位の人もいないときに相続人になります。その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとみなされます。

[▶ 相談日程の確認](#)

[▶ 司法書士検索](#)

[【戻る】](#)

Q 2 法定相続分とは何ですか？

Q 3 去が亡くなりました。去には長男Aと二男Bがいますが、長男Aは去よりも先に亡くなっています。長男Aには子のCとDがいます。誰が相続人になるのか教えてください。



[< 戻る](#)

金沢地方法務局との共催で、「相続・遺言相談センター」を開設しました。「相続したので家の名義を返したい」（相続登記関係）「預金などの相続手続きをスムーズにしたい」（法定相続情報証明制度関係）「遺言書を作成して相続人間の争いを予防したい」（自筆証書遺言保管制度関係）などの相談に対し、当会所属の司法書士が無料で相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

金沢会場、小松会場のご予約は、前日の12:00までとなります。

七尾会場のご予約は、前週金曜の12:00までとなります。

事情の変更等によりご予約をキャンセルする場合は、必ずキャンセルのご連絡をお願いします。

相談時間は1回30分以内となります。

ご予約の時間に遅れる場合は、事前にお電話にてご連絡をお願いします。15分以上遅れる場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。

本相談会の内容を録音、録音することはできません。

入力画面の「お名前」欄は、代表者1人のみご記入下さい。（姓・名とも50文字まで）複数の場合は「相談内容」欄に他の方のお名前をご記入下さい。

連絡先：石川県司法書士会（代表 076-291-7070）

会場：金沢会場（金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎）1階市民センター後ろ

小松会場（小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎）

七尾会場（七尾市小島町大間地3番地7 七尾西交合同庁舎）

※「Q」をクリックで予約フォームへ移動します。「x」はすでに定員に達しましたので予約できません。

9月3日(火) 金沢地方法務局小松支局（小松日の出庁舎）

14:00 <input type="button" value="×"/>	14:30 <input type="button" value="○"/>	15:00 <input type="button" value="○"/>	15:30 <input type="button" value="○"/>
---	---	---	---

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み④

市民向けにわかりやすい相続の制度周知を目的として、令和5年11月に法務局と協同して、相続ハンドブック「プロがまじめに作った相続HANDBOOK」を制作し、相続登記促進事業において無料配布をおこなっている。

※相続税の説明は金沢国税局の協力を得て制作した。

相続

プロが
まじめに作った

HAND BOOK

金沢地方法務局・石川県司法書士会

どうする？相続！！

遺言書はどのように書く？
遺産分割協議には期限がある？
相続登記をしないと罰金がある？
相続した必要のない土地を国が引き取ってくれる？
相続税は必ず申告する必要がある？
これらの疑問を解消します！！

はじめに

★所有者不明土地の発生予防に向けて★

所有者不明土地とは？

相続登記がされていないこと等により、①不動産登記簿により直ちに所有者が判明しない土地、②所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地のいずれかの状態になっている土地を「所有者不明土地」といいます。

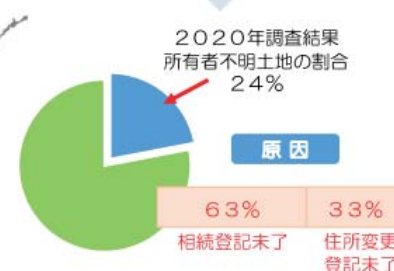
どんな問題があるの？

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興作業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したり、適切な管理がされない空き家につながるなど、様々な問題が生じています。

全国の不明土地の面積



全国の不明土地の割合と原因



このように、所有者不明土地は相続登記等を行っていないことが原因で発生しています。そこで、相続登記等を促進するための制度の一つとして、相続登記の申請が義務化されることになりました。

相続登記の申請義務化に伴い、正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の対象となりますので、不動産を所有する方や不動産を相続した方にとって大きく影響するものです。

そのため、全国の法務局と司法書士会では制度の認知度向上を図ることを目的として様々な周知・広報の取組を行っているところです。

今回、金沢地方法務局と石川県司法書士会とが共同して相続登記の促進を図るため、金沢国税局の協力を得て「プロがまじめに作った相続HANDBOOK」を作成しました。

みなさまに「相続」について御理解いただき、所有者不明土地の発生防止につながれば幸いです。

金沢地方法務局・石川県司法書士会

目次

第1 相続	
1 相続の開始	1
2 法定相続人と法定相続分	3
3 特別受益と寄与分	5
4 遺産の分割	7
第2 遺言	
1 遺言書	9
2 遺留分	12
3 自筆証書遺言書保管制度	13
第3 相続登記	
1 相続登記の申請義務化	19
2 相続人申告登記	23
3 登録免許税の免税措置	24
4 相続登記の申請義務化に伴う必要な対応	25
5 相続登記申請書の記載例	27
6 相続登記申請の必要書類	28
第4 相続土地国庫帰属制度	
1 制度の概要	29
2 申請要件等	30
3 手続の流れ	33
4 他の制度との比較	34
第5 法定相続情報証明制度	
1 制度の概要	35
2 手続の流れ	36
第6 相続税	
1 相続税のあらまし	39
2 財産を相続したときの税金	41
3 申告と納税	44
4 相続税の申告要否簡易判定チェックシート	45
第7 相談先一覧	47

相続

遺言

相続登記

国庫帰属制度

法定相続情報

相続税

各種相談先



令和6年4月1日相続登記の申請義務化がスタート!

相続登記の申請義務化に伴い、正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の対象となりますので、不動産を所有する方や不動産を相続した方にとって大きく影響するものです。

そのため、全国の法務局と司法書士会では制度の認知度向上を図ることを目的として様々な周知・広報の取組を行っているところです。

今回、金沢地方方法務局と石川県司法書士会とが共同して相続登記の促進を図るため、金沢国税局の協力を得て「プロがまじめに作った 相続 HANDBOOK」を作成しました。みなさまに「相続」について御理解いただき、少しでも相続登記の促進につながれば幸いです。

※本文より抜粋

第1 相続

1 相続の開始

「相続」は死亡によって開始します。
 「開始する」とは、相続財産が法律上当然に相続人に移転することです。
相続開始日=死亡日（戸籍に記載されます。）

※家庭裁判所による失踪宣告があったときも、相続が開始します。
 （行方不明で7年間生死が不明な場合や船舶事故、天災など）



用語の説明

死亡した人→「**被相続人**」 遺産を受け継ぐ人→「**相続人**」

各種手続の期限

相続放棄 **自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に**
 家庭裁判所に申述しなければなりません。

相続税申告 **相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に**
 相続税の申告と納税をしなければなりません。☞44ページ

相続登記 不動産を取得した相続人は、**相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に**相続登記を申請しなければなりません。

NEW!

令和6年4月1日から義務化されます! ☞19ページ



「相続の開始があったことを知った日」

通常は被相続人が亡くなった日であることが多いですが、必ず一致するわけではありません。

「相続放棄」

相続したくない場合に、相続を放棄することで、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったこととなります。



第2 遺言

1 遺言書

遺言とは

遺言者が周りの人に伝えることのできる「最後の言葉」のことで、基本的には何を書いても自由です。ただし、通常は自分の財産を死後どのように分けるかを指定するために利用されます。

遺言のほうが民法の規定より優先します



(1) 遺言書を作成するメリット

① 自分の思うように遺産を分配できる

遺言を書いていなかったら遺産は相続人間の話し合いにより分け方が決まります（遺産分割協議といいます）。自分の思っていたのと違う分け方になるかも知れません。

家は長男に継いで欲しかったんじゃが…

② 相続人でない人にも遺産を分けることができる

遺言を書いていなかったら遺産は相続人に引き継がれます。遺言を書くことで相続人でない人にも遺産を分けることができます。

ということはお世話になった施設へ遺産を分けることができるのね

③ 相続人間でのトラブルが大分減る

遺言書があれば分け方が決められているので、不満のある相続人も従わざるを得ず分け方をめぐる争いがグッと減ります。

あの家欲しかったけど遺言に書いてあるんじゃ仕方ないな

④ 遺産分割協議が不要になる

遺言を書いていなかったら遺産は遺産分割協議により分けられます。遺産分割協議は相続人全員で行わなければならないので、そもそも協議できないことすらあります。

長男が行方不明だったけど遺言書があったから無事遺産を引き継げました

⑤ 各種の相続手続がかなり楽になる

預貯金や不動産の名義替えなど、各種の相続手続を行う必要があります。この相続手続には様々な資料を準備する必要がありますが、遺言を書いてあったらその資料の収集をかなり省略することが可能です。

左の名義替えの手続全部に相続人全員のハンコが必要みたいです…



第3 相続登記

1 相続登記の申請義務化

(1) 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記の申請義務化は、**令和6年4月1日**から施行されます！



正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります！

※正当な理由の例

- ① 相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース
- ② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース
- ③ 申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース
- ④ 相続登記の申請義務を負う者がDV被害者等であり、その生命・身体に危害が及ぶおそれがある状態にあって避難を余儀なくされている場合
- ⑤ 相続登記の申請義務を負う者が経済的に困窮しているために登記に要する費用を負担する能力がない場合 など

(2) 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合は、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記申請をする義務を負うことになります。

なお、この遺産分割成立時の義務は、その後の相続人申告登記（23ページ参照）の申出により履行することはできず、飽くまでも、遺産分割の結果を踏まえた所有権移転の登記を申請する必要があります。

「被相続人の死亡を知った日」からでは
ないから、**不動産を取得したことを
知らなければ3年の期間はスタート
しないよ！**



第4 相続土地国庫帰属制度

1 制度の概要

相続した土地の管理に
お困りの方へ



(1) 制度の創設

所有者不明土地の発生予防の観点から、相続や遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする制度が創設され、令和5年4月27日に施行されています。

必要のない土地や利用する予定のない土地など、相続財産の処分方法の一つの選択肢としてご検討をしてみてもはいかがでしょうか。

(2) 手続きのイメージ

① 承認申請



【申請者】

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

② 法務大臣（法務局）による 要件審査・承認



- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供して、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

なくそう

④ 国庫に帰属

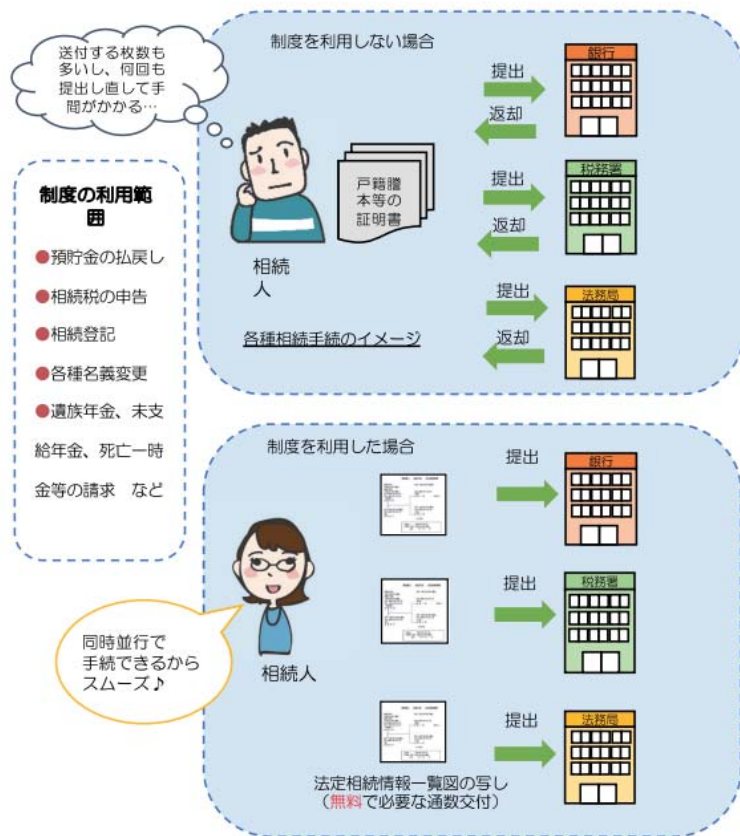


第5 法定相続情報証明制度

1 制度の概要

法定相続情報証明制度とは、相続人が被相続人（亡くなられた方）の法定相続人を一覧にした図を作成し、戸籍謄本等の必要書類と併せて提出することで、登記官が内容を証明し、戸籍の束の代わりに利用できる法定相続情報一覧図を無料で交付する制度です。

相続登記はもちろん、預貯金の払戻しや相続税の申告等、様々な相続手続に利用でき、大変便利な制度です。



第6 相続税

1 相続税のあらまし

この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。

(1) 相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \times)$$

「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があってもその放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合に法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。

(2) 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から**10か月以内**に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付額が算出される場合には、納税しなければなりません。

申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますので、ご注意ください。

税務署からのお知らせ

相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。
申告に際して、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

第7 相談先一覧

石川県司法書士会

～司法書士による無料相談～



電話相談	「相続専門ダイヤル」 予約不要	「へるぶねっといしかわダイヤル」 予約不要
	☎076-236-2275 平日10:00～16:00	☎076-292-8133 平日10:00～16:00
	【相談内容】 遺言、相続放棄、預貯金解約、 遺産分割協議など	【相談内容】 空き家、成年後見、多重債務、破産、 離婚・養育費問題、給与未払いなど

対面相談	「水曜面接相談会」 予約制	「相続・遺言相談センター」 予約制
	毎週水曜日 18:00～20:00 場所：司法書士会館（金沢市）	会場1：金沢地方法務局 毎週火曜日14:00～16:00 会場2：金沢地方法務局小松支局 毎週火曜日14:00～16:00 会場3：金沢地方法務局七尾支局 毎月第2・第4月曜日 14:00～16:00
	予約専用ダイヤル 076-291-7070 （石川県司法書士会） ※小松・加賀・能登地区の方で司法書士会館（金沢市新神田）へ足を運んでいただくのが困難な場合、Zoomのオンライン相談、又は随時お近くの司法書士を紹介いたします。	共通・予約専用ダイヤル 076-291-7070 （石川県司法書士会） ※相談希望日の前日正午までに予約をお願いします。



石川県司法書士会
石川県金沢市新神田四丁目10番18号
電話076-291-7070



金沢地方法務局

ホームページ（トップページ）のご案内

スマートフォンのカメラで読み取ってください

「業務のご案内」ページ一覧

- ▶業務のご案内
- ▶業務取扱時間・開庁日
- ▶法務局・管轄のご案内
- ▶管内法務局一覧
- ▶登記管轄一覧
- ▶取扱事務一覧
- ▶地図から探す
- ▶不動産登記申請手続
- ▶商業・法人登記申請手続
- ▶その他の登記関係・供託手続
- ▶各種証明書請求手続
- ▶オンライン申請のご案内
- ▶ご意見・お問合せ
- ▶入札・公募情報
- ▶登記完了予定日
- ▶筆界特定情報
- ▶表題部所有者不明土地の・・・
- ▶採用情報
- ▶出前講座のご案内
- ▶相続土地国庫帰属制度
- ▶関連リンク集

「業務のご案内」ページ一覧

- ▶不動産登記
- ▶相続土地国庫帰属
- ▶商業・法人登記
- ▶成年後見登記
- ▶供託
- ▶遺言書保管
- ▶人権擁護
- ▶公証
- ▶その他
- ▶公証役場一覧

金沢地方法務局（本局）

〒921-8505
金沢市新神田4丁目3番10号
新神田合同庁舎
☎076-292-7810

金沢地方法務局 小松支局

〒923-0868
小松市日の出町1丁目120番地
小松日の出合同庁舎5階
☎0761-22-6300

金沢地方法務局 七尾支局

〒926-8520
七尾市小島町大開地3番地7
七尾西湊合同庁舎
☎0767-53-1720

金沢地方法務局 輪島支局

〒928-0079
輪島市鳳至町島田99番地3
輪島地方合同庁舎
☎0768-22-0426

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み⑤

主催 金沢地方務局 石川県司法書士会

予約制 相談無料

令和6年 4月1日 相続登記義務化になります

相続・遺言相談センター

相続登記 法定相続情報証明制度 自筆証書遺言書保管制度

相続したので家・土地の名義を変更したい
「トウキツネ」

遺産などの相続手続をスムーズにしたい

遺言書を作成して相続人間の争いを予防したい

会場1	金沢地方務局 石川県金沢市新神田4丁目8番10号 (金沢新神田合同庁舎1階)	相談日時	毎週 火曜日 14:00~16:00
会場2	金沢地方務局 小松支局 石川県小松市日野町1丁目120番地 (小松日の出公民館内)	相談日時	毎週 火曜日 14:00~16:00
会場3	金沢地方務局 七尾支局 石川県七尾市小島町大野崎9番地7 (七尾国際合同庁舎5階)	相談日時	毎月第2・第4月曜日 14:00~16:00

相談会ご予約は TEL.076-291-7070

※相談日曜日(会場3) 七尾支局は前営業日 12:00まで石川県司法書士会中内子部 サイトから予約可能にてご予約下さい。(電話予約受付時間/平日 8:00~17:00)

相談時間 1回/30分以内 石川県司法書士会所属の司法書士が相談に応じます

石川県司法書士会では 下記の相談も行っております

相続専門ダイヤル (相続相談専用)
TEL.076-236-2275 9/19/2024-18:00

へるぶなっといしかわダイヤル (相続相談専用)
TEL.076-292-8133 9/19/2024-18:00

無料相談 (電子版) TEL.076-291-7070

令和4年6月より金沢地方務局・小松支局・七尾支局において「相続・遺言相談センター」を開設。司法書士を派遣し、定期的な相続等の相談に対応している。必要に応じて司法書士を紹介している。

相続登記促進のための石川県司法書士会の取り組み⑥

平成30年11月より開始された所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に基づく長期相続未了土地解消作業について、金沢地方法務局が発注した相続人探索作業の一部委託業務に（一社）石川県公共嘱託登記司法書士協会が応札。

司法書士としての戸籍調査能力を生かし、死亡した土地所有者の相続人を探索、確定した上で、令和5年12月、令和6年3月に金沢地方法務局後援のもと、代表相続人を対象とした相談会を開催した。

「長期相続登記未了土地に関する司法書士無料相談会」開催のお知らせ

石川県司法書士会では、「長期間相続登記等がされていないことのお知らせ」（以下「通知書」といいます。）をお受け取りになられた方を対象として、下記の要領により、無料個別相談会を開催いたします。
ご相談を希望される方は、石川県司法書士会事務局まで事前にご予約くださいますようお願い申し上げます。

～開催要領～

【開催日時】第1回目 令和5年12月23日（土） 10:00～13:00

第2回目 令和6年 3月 2日（土） 10:00～13:00

【開催場所】石川県司法書士会館（石川県金沢市新神田四丁目10番18号）

【予約方法】石川県司法書士会事務局（076-291-7070）までお電話の上、予約してください。
その際、次のことをお伝えください。

- ①法務局から届いた通知書に関する相談であること
- ②通知書番号（通知書の右上部分に記載されています。）
- ③お名前・ご住所・電話番号
- ④ご希望の時間（先着順のため、ご希望に添えない場合があります。）

【予約受付時間】平日10:00～17:00

【予約締切】第1回目 令和5年12月18日（月）

第2回目 令和6年 2月26日（月）

（ただし、どちらも定員に達し次第締めの切らせていただきます。）

【当日お持ちいただく物】

- ・法務局からの郵便物（必須）
- ・法定相続人情報（※）

（※）対象者の相続人であれば、全国のどの法務局でも無料で取得できます。事前に取得していただき、お持ちいただきますと円滑な相談対応ができます。取得方法の詳細については、法務局から届いた通知書をご覧ください。

【主催】石川県司法書士会 石川県金沢市新神田四丁目10番18号

076-291-7070



【後援】金沢地方法務局

【相談内容】・法務局から通知書が届いたが、どうしたらよいか知りたい

・相続登記をしたいが、どのような手順で進めればよいか知りたい など



石川県司法書士会イメージキャラクター
「シホーマン」



不審命登記推進イメージキャラクター
「トクマツリ」

所有者不明土地問題解消のための石川県 司法書士会の取り組み

令和5年4月1日に開始された所有者不明土地・建物管理制度について、司法書士会で管理人名簿を作成し、金沢地方裁判所に報告。

→令和6年1月1日発生の令和6年能登半島地震により、被災地の損壊した所有者不明建物の公費解体にて、本制度が注目されており、迅速な処理を進めるために弁護士・司法書士等の専門職の選任が期待されている。

ご清聴ありがとうございました

